

第一、労働者組合の組織は、その目的を達成するために必要と認められる範囲内において、その組織の形態、その組織の範囲、その組織の運営方法等については、労働者自身の手で決定し得るべきである。第二、労働者組合の組織は、その目的を達成するために必要と認められる範囲内において、その組織の形態、その組織の範囲、その組織の運営方法等については、労働者自身の手で決定し得るべきである。第三、労働者組合の組織は、その目的を達成するために必要と認められる範囲内において、その組織の形態、その組織の範囲、その組織の運営方法等については、労働者自身の手で決定し得るべきである。

労働者組合の組織は、その目的を達成するために必要と認められる範囲内において、その組織の形態、その組織の範囲、その組織の運営方法等については、労働者自身の手で決定し得るべきである。

ガ如何ニ無意味ナ事デアルカト云フ事ガハツキリ分ツタ對立シテ居ルガ爲ニ資本家ハ今日ノ組合ヲ馬鹿ニシテアル、工場主ハ組合ノ力ノナイ事ヲ喜ンデアル、コレヲ思フ時ニ私ハ全合同ガ如何ニ必要デアルカト云フ事ヲ切實ニ感ズル次第デアル

連 沼 武 (社民)

「我々ハ今日分裂シテ居ルガ爲ニ大衆ノタメニ爲サネバナラナイ事ヲ何等ナサナイデ其日ヲ暮シテアル、何故ニ分裂シテ居ルカト云フト私ハ唯幹部ノ人間的ナ對立ガアルカラデアルト思フ。我々ハカ、ル幹部ヲ排除シテ合同ヘ進マネバナラナイト思フ。諸君ハ自己ノ爲デハナイ一般大衆ノタメデアルト云フ考ヘノ上ニ立ツテ合同實現ニ邁進サレタイ」

種 田 徹 摩 (社民)

「諸君ノ御意見ヲ受ケ承ツタ後デ私ノ意見ヲ述ベタイ」
 漆 原 龜太郎 (社民)